

DI C株式会社によるBASFカラー&エフェクトジャパン株式会社の株式取得に関する報告等の要請（第2次審査の開始）及び第三者からの意見聴取について

令和2年5月20日
公正取引委員会

公正取引委員会は、DI C株式会社（法人番号7011401003807）（以下「DI C」という。）によるBASFカラー&エフェクトジャパン株式会社（法人番号5010401124061）（以下「BCE」という。）の株式取得（以下「本件株式取得」という。）について、DI Cから独占禁止法の規定に基づく計画届出書の提出を受け、本件株式取得が競争に与える影響について審査を行ってきたところ、より詳細な審査が必要であると認められたことから、本日、同法第10条第9項の規定に基づき、DI Cに対し、報告等を求めた。また、本件株式取得が競争に与える影響について、第三者からの意見書を受け付けることとした（意見書提出の要領等は別紙参照）。

DI Cは、BCEの最終親会社であるBASF SE（本社ドイツ）の傘下において顔料の製造・販売業を行う全ての事業者を対象として発行済みの全株式の取得を行う計画であり、本件株式取得はその計画の一部をなすものである。

なお、当委員会が本件株式取得について報告等の要請を行ったことは、本件株式取得が独占禁止法上問題となることを意味するものではない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

ＤＩＣ株式会社によるＢＡＳＦカラー&エフェクトジャパン株式会社
の株式取得に関する報告等の要請（第２次審査の開始）及び第三者から
の意見聴取について

令和２年５月２０日
公正取引委員会

公正取引委員会は、ＤＩＣ株式会社（法人番号 7011401003807）（以下「ＤＩＣ」といいます。）によるＢＡＳＦカラー&エフェクトジャパン株式会社（法人番号 5010401124061）（以下「ＢＣＥ」といいます。）の株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）について、ＤＩＣから独占禁止法の規定に基づく計画届出書の提出を受け、本件株式取得が競争に与える影響について審査を行ってきましたが、より詳細な審査が必要であると認められましたので、本日、同法第１０条第９項の規定に基づき、ＤＩＣに対し、報告等を求めました。また、本件株式取得が競争に与える影響について、後記のとおり第三者からの意見書を受け付けることとしました。

ＤＩＣは、ＢＣＥの最終親会社であるＢＡＳＦ ＳＥ（本社ドイツ。以下「ＢＡＳＦ」といいます。）の傘下において顔料の製造・販売業を行う全ての事業者を対象として発行済みの全株式の取得を行う計画であり、本件株式取得はその計画の一部をなすものです。

なお、当委員会が本件株式取得について報告等の要請を行ったことは、本件株式取得が独占禁止法上問題となることを意味するものではありません。

記

１ 意見書提出の要領

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号又は電子メールアドレス）を明記の上、郵送・電子メール・ファクシミリのいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

意見書には、本件株式取得が競争に与える影響について、できるだけ具体的に記載してください。

[意見書提出先]

公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1

FAX 03-3581-5771

電子メールアドレス pig_2020-〇-jftc.go.jp

（迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-〇-」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。）

[意見書提出期限]

令和２年６月１９日（金） １８：００必着

2 意見書の取扱い

寄せられた意見書については、本件審査のためにのみ使用し、意見書提出者が特定される形で当事会社を含め外部に開示することはありません。また、寄せられた意見書に対して回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）を記入していただくのは、頂いた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のためであり、この連絡以外の目的では利用しません。

（参考）

D I C（D I Cの子会社を含みます。）及びB C E（B A S Fを最終親会社として顔料事業を行う事業者を含みます。）は、共に顔料の製造・販売業を営んでいます。